

報告第 6 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
令和 7 年 2 月 5 日	82,500 円	東京都文京区 西片一丁目 17 番 3 号 文化シャッター 株式会社 代 表 取 締 役 社 長 小 倉 博 之	令和 6 年 11 月 23 日、建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づく防火設備点検について、足立保健所職員の誤った指示により相手方が点検を実施できず、相手方に点検実施のために来所した従業員に係る人件費相当額の損害を与えた。